

# 公益認定申請及び公益法人の運営等に関する 無料相談会（令和8年度第2回・内閣府主催事業）

第2回  
東京①

※本年度相談会は、対面方式を全国で7回、オンライン方式を8回、計15回の開催予定です。  
※今回は全体の2回目で、対面方式の東京開催1回目です。  
※今年度の開催予定については、確定次第公益法人協会HPトップページ「新着情報」に掲載いたします。

【開催日】2026年7月13日（月）

①13:00～、②14:00～、③15:00～、④16:00～（各50分）

【会場】仏教伝道センター 8階「和」（東京都港区芝4-3-14）

J R 田町駅 三田口（西口）より徒歩 8分

都営地下鉄三田線、都営地下鉄浅草線 三田駅 A 9 番出口より徒歩 2分

【相談員】内閣府委嘱相談員（法律・会計の専門家）



申込締切：7月3日（金）

※応募の状況次第では、前倒しで締め切らせて  
いただく場合がございます。

参加ご希望の方は、公益法人協会HPトップページ <https://www.kohokyo.or.jp> 「新着情報」より  
参加申込書をダウンロード・ご記入の上、[yoyaku@kohokyo.or.jp](mailto:yoyaku@kohokyo.or.jp)宛メール添付でお申込みください。



たとえば、このようなご相談をお受けします！

## 公益法人 の 運営

- ・定時社員総会／評議員会終了後の役員変更登記手続き、備置き書類、情報公開等について。
- ・変更認定申請・届出について。
- ・新会計基準（令和6年会計基準）について。

## 公益認定 申請

- ・公益認定申請を検討しているが、作業の優先手順は？
- ・現在予定している事業の公益目的事業への該当性、定款や事業計画等との関係について。

## 公益目的 支出計画

- ・継続事業が計画通り実施できず困っている。変更認可申請は必要か？
- ・公益目的支出計画が完了見込みだが、どのような手続きが必要か？

## 公益信託 制度

- ・2026年4月から施行された新しい公益信託制度について、どのようなメリットがあるのか分かりやすく教えてほしい。

### （お願い）

1. 相談会では、原則として、法制度や届出・申請等の手続きに関するご相談には弁護士等が、会計・税務に関するご相談には公認会計士もしくは税理士が対応いたします。ご相談内容はどちらかにしぼってください。
2. ご希望のお時間をお選びいただけますが、担当相談員の専門分野とのマッチングによりご希望と異なる時間帯となる場合もございます。
3. できるだけ多くの法人にご参加いただくという観点から、今年度内で連続してのご参加はご遠慮いただく場合がございます。

お問合せ：（公財）公益法人協会 相談会事務局（担当：松野・山口）

TEL: 03-4500-9166 Email: [yoyaku@kohokyo.or.jp](mailto:yoyaku@kohokyo.or.jp)

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15 イントランス本駒込ビル7階